

情 報 局 編 輯

週 報

四 月 十 六 日 號

第 三 六 號

昭 和 十 六 年 四 月 十 六 日 發 行

郵 政 特 准 特 例 認 可 行 (毎 週 一 回 水 曜 日 發 行)

五 錢

生 活 必 需 物 資 統 制 令

銃 後 醫 學 と 傷 兵 の 結 核 治 療

米 の 割 當 配 給 制 に つ い て

大 政 翼 賛 會 の 改 組

伸 び ゆ く 少 年 保 護

バ ル カ ン の 戦 亂



露光量違いにより重複撮影

力強く推進せよ

今日最大の急務は革新であるとか現状維持であるとかの論議を一日も早く切り上げて、如何なる體制が、今日の日本の當面する難局を打開するに最も適當なる新體制であるかと云ふ事を、私心を離れ、行掛りを捨てて眞剣に考へ、そして之を速かに實現する事である

(地方長官會議に於ける近衛内閣總理大臣訓示より)

大政翼賛運動

週報

第百二十六號
四月二十六日

生活必需品統制令について

企畫院

伸び行く少年保護……司法省

米の割當配給制は……食糧管理局

なせ實施されたか……食糧管理局

法務部としての……軍事省

傷兵の精神治療……軍事省

アノカニスタン經濟使節團の来朝……外務省

大政翼賛會の改組……大政翼賛會

戦火ハルカニに擴大……大政翼賛會

四月五日(金)

▼ソ聯邦、ユーゴスラヴィア

國と不侵條約を締結

▼米の對英援助費貸更に十億ドルを追加

▼獨逸、ユーゴスラヴィア、キ

リシヤ兩國に進軍開始

▼伊

軍、南部ユーゴに進軍開始

▼松岡外相を中心とする

ンに在談大外相使官議を開催

▼天皇陛下、興業軍事大官

に行幸

▼昭和十五年年度の

學務物總額は六十二億一千

萬圓と當局発表

▼日滿支

經濟協同會の要綱発表

▼松岡外相モスクワにこ

る

▼松岡外相と會談

ロンドン外相

▼天皇陛下、地方長官を召され

民情を御聴取

▼全國地方長官

會議開く

▼陸軍航空隊、昆明

を初任務

四月五日(金)

▼伏見軍令部總長富野下御

任、後任に水野修身大將候補

る

▼陸軍機甲本部を新設

▼獨逸、サロニカを占領

▼獨

軍アルバニアに達す

▼大

洪山脈に新件機展開

▼陸

軍次官に木村兵太郎中將

本陣甲部長に吉田忠生中將

任

▼陸軍に通信兵監部

を新設

▼獨逸、ユーゴ

首都ベルグラードに突入

▼クロアチア、ユーゴ

國境を宣言

▼ベルリ

ンにて初の日獨伊三國混合

委員會を開催

▼四月一日(金)

▼陸軍航空部隊、小南、廣西の

機隊を任務

▼海軍航空部隊、

瀬田の要衝を任務

▼大政翼

賛會、規約と職制を決定發表

▼ハンガリー軍、ユーゴ

國に

進軍開始

週間誌

Decorative border containing the weekly digest text.

露光量違いにより重複撮影

力強く推進せよ

今日最大の義務は、革新であるとか現状維持であるとかの論議を一日も早く切り上げて、如何なる體制が、今日の日本の當面する難局を打開するに最も適當なる新體制であるかと云ふ事を、私心を離れ、行掛りを捨てて、勇断に考へ、そして之を速かに實現する事である

(増刊社社説に於ける近衛内閣閣議大旨を示す)

大政翼賛運動

週報

第三三六號
四月十六日

生活必需品統制令について

企畫院…二

伸び行く少年保護…司法省…七

米の割當配給制はなぜ實施されたか…食糧管理局…三

銃後醫學としての

傷兵の結核治療…軍事保健院…三

アフガニスタン經濟使節團の來朝……六

大政翼賛會の改組……三〇

戦火バルカンに擴大……三六

四月五日(土)

▼ソ聯邦、ユーゴスラヴィア

國と不侵略條約を締結

▼米の對英援助豫算更に十億弗を追加

四月六日(日)

▼獨逸、ユーゴスラヴィア、キ

リシヤ兩國に進撃開始

▼伊軍、南部ユーゴに進撃開始

▼松岡外相を中心にベルリ

ンに在歐大使會議を開催

四月七日(月)

▼天皇陛下、興亞馬事大會

に行幸

▼昭和十五年度の農産物總額は六十一億一千萬圓と當局発表

▼日滿支經濟協議會の要綱發表さ

る

▼松岡外相モスクワにてモ

ロトフ外相と會談

四月八日(火)

▼天皇陛下、地方長官を召され

民情を御聴取

▼全國地方長官會議開く

▼陸軍航空隊、昆明を初猛爆

四月九日(水)

▼伏見軍令部總長宮殿下御離

任、後任に永野修身大將親補さ

る

▼陸軍機甲本部を新設

▼獨逸、サロニカを占領

▼獨逸軍アルバニアに達す

四月十日(木)

▼大洪山脈に新作戦展開

▼陸軍次官に木村兵太郎中將、

本機甲部長に吉田廉中將就

任

▼陸軍に通信兵監部を新設

▼獨逸、ユーゴ

首都ベルグラードに突入

▼クロアチア、ユーゴ

國より獨立を宣言

▼ベルリ

ンにて初の日獨伊三國混合委員會を開催

四月十一日(金)

▼陸軍航空部隊、雲南・廣西の據點を猛爆

▼海軍航空部隊、浙贛線の要衝を猛爆

▼大政翼賛會、規約と職制を決定發表

▼ハンガリー軍、ユーゴ

國に進撃開始

週間誌

四月九日(水) 伏見軍令部總長宮殿下御離任、後任に永野修身大將親補さる。陸軍機甲本部を新設。獨逸、サロニカを占領。獨逸軍アルバニアに達す。

四月十日(木) 大洪山脈に新作戦展開。陸軍次官に木村兵太郎中將、本機甲部長に吉田廉中將就任。陸軍に通信兵監部を新設。獨逸、ユーゴ首都ベルグラードに突入。クロアチア、ユーゴ國より獨立を宣言。ベルリ

四月十一日(金) 陸軍航空部隊、雲南・廣西の據點を猛爆。海軍航空部隊、浙贛線の要衝を猛爆。大政翼賛會、規約と職制を決定發表。ハンガリー軍、ユーゴ國に進撃開始。



生活必需物資統制令について

企 畫 院

支那事變發生以來すでに五年、東亞の天地にはわが國の歴史上未だ曾てみざる大規模の戦争が遂行せられ、歐洲の戦亂も次第に世界的規模に擴大せんとしてゐる。三國同盟締結の結果わが國もまたこれが推移に重大な關係をもつに至り、今やわが國は大東亞共榮圈の確立、高度國防國家の建設を目標とし、激變する國際情勢に對處するとともに國內諸般の體制の整備強化に邁進しつゝあるのである。

軍の近代的裝備を完成するためには、軍需物資並びにこれに關聯する生産力擴充資材及び輸出品用原材料の優先的供給を確保することは絶對的必要であつて、勢ひ一般民需物資の需要制限を強化せざるを得ざるに至ることは當然の歸結である。かくて國民生活の各方面に互り生活必需物資供給の逼迫を感ずることとなつたのであるが、われわれはあらゆる方策を講じてこれが合理的解決を圖り、戰勝目的達成のため現下の多難なる時局を克服してゆかねばならぬのである。

戦争と生活必需物資

近代戦の下における國民生活必需物資の窮乏化は、既にさきの世界大戦の際に、獨、佛、英等のつぶさに經驗したところで、わけても食糧の供給不足は戦局の大勢をも支配するものと考へられたところである。今次歐洲大戦の勃發に當つても、獨、英等においては前回の經驗に鑑み、豫じめ周到な用意の下に計畫されたところに従ひ、主要生活必需物品につき切符制度を採用したのであつて、特にナチス・ドイツの如きは戦争開始直前、臨機の措置として進早く「ドイツ國民生活必需物資臨時確保令」を發布し（一九三九年八月二十七日）、パン及びパン粉、馬鈴薯、肉及び肉製品、ミルク、乳製品及び油脂、鶏卵、砂糖及びジャム、莢豆類、碾割麥その他コーヒー、代用コーヒー、茶及びココア、石鹼、石鹼粉、家庭用石炭、紡織製品、靴類等の十數品目の生活必需物品を指定して暫定的消費統制措置を講じ、その後漸次に本格的切符制度へと移行していつたのであつた。

しかるにわが國は、日清、日露の二大戦役も二ヶ年を以て終結し、加ふるに古來瑞穂の國として戦時における食糧についても大なる心配なきものとの先入觀念に支配されてきたが、一昨年の一大旱害を契機としてわが國の食糧事情が窮乏となるとともに、木炭、纖維製品、醫藥品、地下足袋等の供給不調滑も激化してきたのであつた。そこで各種の對策を講じ、部分的には切符制度をも實施したのであつたが、さきの物價對策審議會においてこれが根本對策の樹立を急務とする趣旨の答申があり、現内閣の成立に當つても重要國策の一つとして本問題の解決が約せられたのであつた。

長期戰態勢下における生活必需物資に對する政策の基礎は、國民生活における最小限度の必需物資の供給を確保するに在る。従つて限られた物資を圓滑に配給するためには、生産物配給の組織化と購買力統制の遂行とが必要となり、そのため統制的分配制度即ち切符制度等による配給制當制度を中心として、生活必需物資の生産、配給、消費、價格等の全面に互り一貫した計畫の下に統

制を實施する必要があるので、政府では目下關係各機關に緊密なる連絡をとり、國家總動員計畫の一つとして、食糧、燃料、纖維製品、醫藥品等の需給調整計畫を進めてゐる。そして、その實施を確保するためにも、既に實施中の價格統制に關する法令のほか新たに生活必需物資の統制に關し國家總動員法第八條を中心とする關係法律の發動を必要とするに至つたのである。

生活必需物資統制令の内容

生活必需物資統制令は、昨年十二月十四日の國家總動員會議において可決された要綱に基づき、去る四月一日勅令第三百六十二號を以て公布され、同日から施行されることとなつた。

本令はその制定の趣旨が上述のやうに生活必需物資の偏在を防止し、國民各層に適切な配給を行ひ、以てその最低生活の維持確保を圖ることを主眼とするものであるから、本令の内容は、配給統制に關する規定を中軸とし、これに生産確保の措置並びに使用消費の規正の措置に關する規定等を配したものである。

まづ生活必需物資の生産に關しては、主務大臣又は地方長官は、生活必需物資の生産業者又はその團體に對し、生産に關し必要な事項を命じ、又は制限禁止の措置を講じ得る(第三條)のであつて、これにより生活必需物資の生産の維持増進を期するとともに、一定の規格以外のものの生産を制限する等の措置を講じ得るのである。

但し米、麥等の農産物に對しては、別途臨時農地管理令に基づく作付命令によることとし、なほこの生産の命令により通常生ずべき損失に對しては國家總動員法第二十七條の規定により補償されるのである(第十二條)。

次に配給に關しては主務大臣又は地方長官は、生産必需物資の譲渡及び譲受に關し、數量、時期、方法、相手方、配給區域等に付必要な命令を發し得る(第五條及第六條)。右に基づき生活必需物資の圓滑な配給を圖るために、切符制度乃至は通帳制度を實施し、又は集荷若くは出荷の統制を行ひ、統制機關に對して一定の統制権を賦與する等の措置を講じ得るのであつて、今後本規定は切符制度の普遍化とともに漸次活用されてゆくことになるであらう。

また從來木炭等に關して特にやかましく論ぜられた買溜め、賣惜み等による偏在現象を防止するため、不當に多量の生活必需物資を所有する者に對し、譲渡の時期、相手方等を指定してその譲渡を命じ得ることとなつてゐる(第四條)。但し本規定は、生産業者、販賣業者、輸出入業者等は是等の者の團體、又は業務に關し若くは轉賣目的を以て所有する者に限られ、一般消費者に對しては發動されないこととなつてゐる。なほこの場合に政府補償の途のあることは、生産の命令の場合と同様である(第十二條)。

また生活必需物資の計畫的配給を實施するためには、既に米、木炭等の統制においてその例がみられるやうに、一定の場所にこれを寄託保管せしめてその所在を集中明瞭ならしめ、又は保有、質入その他の處分若しは移動に關し命令禁止をなす必要がある(第七條、第八條)と地方長官は、これらの命令を發し得る(第七條、第八條)とともに、切符制度の實施の場合の如き世帯構成の調査、切符又は物資の配給等本令による生活必需物資の統制に關し、市町村、部落團體、隣組等廣く個人、法人をの

他の團體をして、國家總動員法第五條の規定に基づき、必要な事務に協力せしめることが出来、市町村長をして本事務を行はしめる場合には、當該市町村をして費用を負擔せしめることが出来ることになつてゐる(第十三條、第十六條)。

第三に、戦時下の乏しき物資を以て一般國民の需要にあてるため、生活必需物資が不要不急の用途に使用消費されるのを制限する必要がある(第四條)、使用消費の方法、數量、用途等に關し必要な事項を命じ又は制限禁止をなし得ることになつてゐる(第十一條)。

なほ、生活必需物資の生産者、配給業者、輸入業者等に對しては、統制計畫遂行上の必要のため、生活必需物資の生産又は配給に關し事業計畫の設定又はその變更を命じ(第九條)、帳簿を備へさせて必要な事項の記載を爲さしめ(第十條)、必要な報告を徴し又は臨検、検査をなし得る(第十四條)等の規定が設けられてゐる。

以上が本令の規定する内容の概要であるが、本令を適用すべき生活必需物資の種類は閣令を以て定められることになつてをり(第一條)、本令と同時に公布された生活

必需物資指定規則(閣令第五號)によつて、まづ農林大臣の定める鮮魚介類と厚生大臣の定める醫藥品及び衛生材料の二つが指定された。

右のうち鮮魚介類については、同日農林省令を以て鮮魚介配給統制規則が公布されて、最近特に著しく配給の不調滑の叫ばれてゐた生鮮魚介類の集荷、出荷の統制が實施されることとなつた。醫藥品及び衛生材料についても目下關係當局で準備中であるから、近くこれが統制に關する省令が公布されることとなるであらう。

右以外の生活必需物資についても、今後本令に基づき必要に應じ、準備完了次第、順次適當なる統制が行はれる豫定である。

以上生活必需物資統制令の内容について、一應の解説をしたが、實際の運用に當つては、もとより本令のみの發動により關係方面に不測の混亂を與へるやうなことは戒めなければならぬ。業界の實情に即し、その眞の要請に基づいてその發動を行ふのは當然であり、政府はその前提として各般の行政的措置を講ずる等慎重な用意を以

て臨み、民間業者の意向をも十分に參酌し、官民一致の協力により、その適切圓滿な効果を發揮せんことを期してゐる。

今や、時局の進展に伴ひ、生活必需物資に關する問題は、次第にわが國民生活の、從つてまた戰時經濟政策上の重要問題とならうとしてゐる。

もとより生活必需物資に關する對策は、頗る廣汎に互るものであつて、わけても増産對策、戰時低物價政策の要請の下における價格政策、機構の改變に伴ふ關係業者の轉失業問題、並びに原料を海外に依存する物資確保の問題等、そのいづれもが現下の重要問題たらざるはなし。

本令は、これら諸般の施策と相俟つて、こゝに戰時國民生活の物的基礎を確立せんとするものであつて、その完璧を期することは頗る困難な問題であるが、特にその實施の影響は、國民生活の全般に重大な關係をもつものであるから、國民各位は、本令制令の趣旨をよく理解して、その運用につき十分に協力せられ、以て所期の目的達成上遺憾なきを期するやう切望してやまない。



伸び行く少年保護

—少年保護記念日に當つて—

司 法 省

時局と少年保護の問題

明日の日本を擔ふものは少年である。少年を心身ともに健全に育て上げることは、國民全體の務めである。

近頃世間で、青少年の不良化といふことがよく言はれる。憂ふべきことであるが、大人の犯罪が漸減の途を辿つてゐるのに反して、事實、少年の犯罪は激増してゐる。少年犯罪者として檢擧される者は、全國で一年約五萬人といはれてゐるが、このほか警察署だけで訓戒の上釋放される者が相當あるから、これを加へると、い

はゆる不良少年の數はこの數倍に達するものと思はれる。

一體、戦争と少年犯罪とはつきものといはれる。前歐洲大戰の際にも、ドイツ、オーストリア、イギリス、フランスなどの交戦國では、いづれも青少年犯罪が激増した。

戦時少年犯罪激増の原因

戦時に少年犯罪が激増する原因として擧げられるものは、
一 監督者である父兄が出征するため、監督が不行届となること

二 父兄の出征、物價の騰貴等によつて家計が不如意になり、小遣錢が不足すること

三 母親が家庭から出て働く場合が多くなり、家庭教育に缺陷を生ずること

四 少年が職につき家庭外で働くことが多くなる結果、急に収入が増え、多額の金を使ふことができるやうになり、よからぬところへ出入して金錢を濫費するやうになること

五 警察官の應召のため警察力が不足すること

六 教師が召集され、手不足となること

七 經濟上、思想上などに社會の動きが激しく、日常生活上の激變が少年の心理に影響を及ぼすこと

八 交通の混雑が少年の思想や犯罪に影響すること

九 電力不足のため街路、公園等が暗くなり、犯罪が容易になること

などである。要するに少年の不良化とか、少年犯罪といふものは、少年を繞る社會事情の變化によつて起る社會現象であるといふことができるのである。

最近の少年犯罪の特徴

最近の少年犯罪の特徴としては、(イ)職工の犯罪が極めて多いこと、(ロ)學生の犯罪が増加したこと、(ハ)悪質の犯罪が多いこと、(ニ)集團的事件が多いこと、などが挙げられる。

東京少年審判所の統計によると、昭和十二年に保護處分を加へた小商店員は八九七人であつたが、十四年には四六五人に減じてゐる。これに反して職工や職人は、七〇五人から九七八人と激増し、他の職業を壓して第一位となつてゐる。

更に學生は、昭和十三年に三三六人であつたものが十四年には四九〇人に達し、うち中學生は六九人が一四四人に、女學生の三人が一六人に増加してゐる。

犯罪の種類からいへば、昭和十四年には十三年に比べて恐喝が十三割、傷害が四割、いづれも増加し、犯罪が悪質となつてきてゐる。

震災前後に多くなり、その後少くなつてゐた不良少年

の團體も、最近また次第に増えてきてゐる。今日の青少年の生活環境は、甚だ不安定な状況にある。しかもこれに對して親切な監督指導が缺如してゐる。例へば軍需工業地帯では、勞働力の需要が異常に膨脹し、その結果老大な數の青少年が産業に進出してゐるが、これらの産業青少年は、今までとは異つた自由な環境の下に、不相應な賃銀を持たされてゐる。しかも誰からも親切な指導を與へられず、かへつて年長職工の良くない感化や、その他の誘惑があつたりするため、青少年期特有の好奇心に驅られて、だん／＼と遊惰放逸の惡風に染み、遂には犯罪にさへも陥る者がでるのである。

これらの青少年は、適當な指導を與へさずれば、必ず立派な産業戰士となり、立派に國家の御役にたつべきものである。今日直ちに御役にたつばかりではなく、將來の日本の基幹となるべき大御寶である。その青少年が、たとへ一部分にせよ、このやうに頹廢してゆくことは、國家にとつて如何に悲しむべき損失であるか。第一、現下の生産力の減退、第二、將來の人的資源の弱体化、第三、犯罪行爲による安寧福祉の阻礙、第四、健全な青少年に及ぼす影響等々、その影響するところは頗る廣汎であり、深刻且つ切實である。

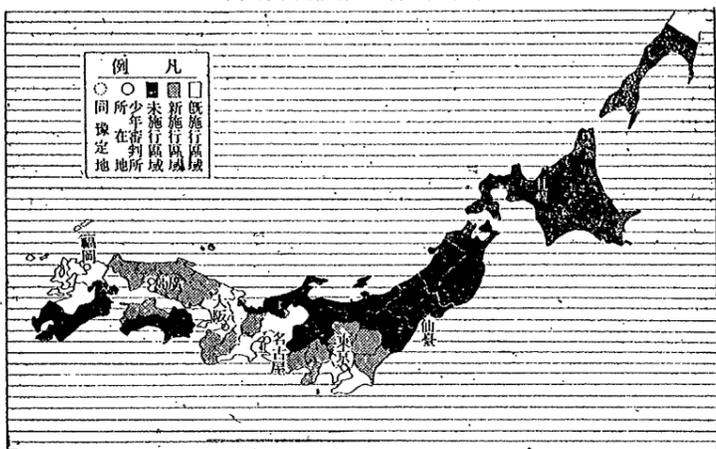
これを考へると、彼等を保護輔導し、矯正し育成して、眞個の日本臣民たるの自覺の下に、御奉公に邁進させることは、實に現下の時局的要請であり、緊急の課題であるといはなければならぬ。またこのやうに彼等を眞個の國民として、更生させることが、同胞たるもの情誼であり、つとめでもあることは言ふまでもない。

保護の地域の擴大

右のやうに、不良の傾向ある少年、又は罪を犯した少年を、保護育成する仕事は少年保護事業であり、これを行ふ官廳が少年審判所であることは、既に周知のことである。

右のやうに、不良の傾向ある少年、又は罪を犯した少年を、保護育成する仕事は少年保護事業であり、これを行ふ官廳が少年審判所であることは、既に周知のことである。

少年審判所の管轄区域の図



従来、少年審判所は全国に四つしかなく、少年審判所の管轄区域（即ち少年保護事業の行はれる地域）は、僅かに三府十一縣であつた。それ以外の地方では、少年保護事業は行はれなかつたのである。これでは洵に不合理なので、當局では、これを全国に實施するやうに努力した結果、今度、昭和十六年二月二十日から、少年審判所の数は五つとなり、その管轄区域は、新たに十四縣を加へて左の三府二十五縣となつた（*印は新施行區域）

東京少年審判所——東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、*栃木、*群馬、*静岡、*山梨

大阪少年審判所——大阪、京都、兵庫、*滋賀、*奈良、*和歌山

名古屋少年審判所——愛知、岐阜、三重

廣島少年審判所——*廣島、*山口、*岡山、*鳥取、*島根、*愛媛

福岡少年審判所——福岡、長崎、佐賀、熊本

以上のほか、昭和十六年度豫算では、昭和十七年一月から仙臺と札幌に少年審判所が新設され、東京、大阪、名

古屋、福岡各少年審判所の管轄區域が擴張されて、結局、七つの少年審判所で一道三府四十三縣及び樺太を漏れなく管轄することになった。これによつて漸く少年保護事業は全国に行はれることになるのである。

保護矯正の方法

少年保護事業は、どんな方法で行はれるか。大まかにいへば、醫者が病人を治すやうに、少年審判所の機構によつて、少年の行狀不良といふ病氣を治すのである。

少年審判所は裁判所ではない

病氣を治すためにはまづ體質と病狀を正確に知らねばならない。少年の不良行狀を治すためにも、正確な診断が必要である。——一體この少年はどんな悪い事をしたのか。又どういふ動機原因からそのやうなことをしたのか。それをした後でどんな氣持であるのか。以前にも悪

い事をしたことがあるのか。平素の行狀はどうか。何が好きか、何が嫌ひか。どんな癖があるか。性質はどうか。幾歳頃からどんな事情で不良の行爲を始めたか。家庭の事情はどうか。家族は多いか少いか。何か込み入つた事情はないか。父母の教養、性行、職業は如何。生れた時の事情はどうであつたか。その後の境遇の推移はどうなつてゐるか。智能の程度は、情意の發達は、學校の成績は、學校での性行は、身體は健康か病弱か、何か異常缺陷はないか。また、友達は、職業は……等等。

少年審判所では、これらの事情を、少年保護司といふ専門家が、専門の知識と經驗を傾注して調査するのである。心身の狀況については特に専門醫師に囑託して診察させる。また學校や元の雇主などにもいろいろ問ひ合せて正確な資料を蒐める。かうして懇切に、詳しく調査した結果、少年保護司の腦裡には、その少年が悪い事をした原因、不良になつた事情が、はつきりとわかかつてくる。同時に、これを治すにはどうすればよいかといふ、

保護矯正の方法も見透しがつのである。

その見透しがついたらならば、今度は、いよいよどの方法をとるかを決する。その決定は、少年審判官がする。かやうに保護の方法を決定することが、「審判」である。審判といふ言葉は、裁くといふ意味に聞えるが、少年審判所とする審判は、さばくのではなくて、適切な保護方法を定めることである。

どんな方法で保護するか

保護方法には種々ある。

(一)少年審判官が厳肅な訓誡を與へるのも一つの方法であり、(二)書面を以て改心の誓約をさせるのも一つの方法である。また、(三)少年保護司の觀察と呼ばれる方法がある。これは、一人の少年に對し一人の少年保護司が擔當者となつて、本人が立派な日本の少年となりたるまで、指導誘掖するのである。この場合、本人は家庭なり勤務先なり、平常の住居に住まはせておく。少年保護司は、常に本人の保護者と連絡を保ち、本人の日常の

状況に注意して指導訓諭し、本人の年齢、性行、經歷、

家庭の状況等を斟酌して不測の援助を與へ、その性格の矯正、境遇の改善を圖るのである。(四)矯正院に入れて致養を施す方法もある。矯正院は、少年を收容して保護矯正する國立の施設である。矯正院では、少年の性格を矯正するため、寮舎生活をさせ、寮舎では日々嚴格な規律の下に秩序ある生活をさせ、國民として巢立つのに必要な訓練を與へる。また本人の智能、教育の程度に應じて學科を授け、個性に應じて園藝、農耕、工藝、印刷、製菓、その他適當な作業を修習させる。(五)保護團體又は私人の家庭に委託して保護監督を加へる方法がある。保護團體は、民間篤志家の經營する施設であつて、少年を收容して、一定の日課の下に、或ひは作業を課し、或ひは學習をさせる等の方法で致養訓練するのである。少年の性情や境遇等の如何によつては、少年審判所は、保護團體に委託しないで篤志家の家庭に委託することもある。委託を受けた家庭では、少年の親になり代つて、保護監督するのである。

その他、保護の方法としては、(六)少年教護院に送つて保護する、(七)病院に送つて療養保護を與へる、(八)學校長に委嘱して訓誡させる、(九)條件をつけて保護者に引渡す等、合計九種がある。

少年審判所で少年に對して執る方法は、右の九種以外にはない。これをみれば、少年審判所といふ官廳は、全く保護の官廳であることがわかるであらう。審判所といふと、名稱は裁判所に似てゐるが、實際は、裁判をするのではなく、刑罰を加へるのでもなく、實に保護矯正を加へるのが、少年審判所の任務の全部である。

社會の協力が肝腎

右のやうに、少年保護の官廳である少年審判所は、去る二月以來、三府二十五縣を管轄區域として保護活動をしてゐる。近い將來にはその管轄は全國に及ぶわけである。しかし少年の保護教化といふことは、本來、官廳だけに委せておくべき事柄ではない。筋合から言つても、

少年の行狀の問題は社會全體が責任を負つて、解決せねばならぬものである。また、効果をあげるといふ觀點から言つて、本當に少年を矯正改善し、立派な國民として生かしてゆくためには、どうしても社會のすべての人々の積極的協力が必要である。

いかにして協力するか

協力の仕方は、いろいろである。

第一、各家庭、各學校、各工場、各商店、各地區等、凡そその中に少年のゐるところでは、常に親心を以て少年に接し、その指導監督に十分の注意を拂ひ、いやしくも不良の傾向などに陥らないやうに導いていただきたい。

第二、若し不良の傾向がみえたら、悪化しないやうに、早期に矯正することにしていただきたい。遷延は禁物である。矯正の方法については、少年審判所に相談していただきたい。自分の子弟のことでもなく、近所の少年のことも、それを直して立派な人間にしてやりたといふ氣持があるならば、相談していただきたい。

相談する方法は極めて簡単である。書面かまたは口頭で、少年審判所に申出れば宜しい。少年法といふ法律——（これは少年保護の基礎になる法律で、大正十一年四月十七日に公布された。それで今でも四月十七日を少年保護記念日と定めてゐる）——には、次のやうな規定がある。

第二十九條 少年審判所ニ於テ保護處分ヲ爲スベキ少年アルコトヲ認知シタル者ハ、之ヲ少年審判所又ハ其ノ職員ニ通告スベシ

と。少年審判所の所在地は次の通りである。

- 東京少年審判所 東京市麹町區富士見町一丁目一番地
 - 大阪少年審判所 大阪市北區若松町五番地
 - 名古屋少年審判所 名古屋市中區若松町五番地
 - 廣島少年審判所 廣島市宇品町五〇〇番地ノ六
 - 福岡少年審判所 福岡市長濱町二丁目五七番地
- 第三には、かうした少年たちを保護矯正する仕事に對し、理解と同情を持ち、以上述べたやうな種々の保護方法の遂行に對して直接に協力していただきたい。この少年たちを誤謬から救ひ上げ、保護指導して、立派な日本人として御奉公の誠を致させることは、即ち我等自身の人としての道であらうと思ふ。

すべての家庭、すべての學校、すべての職場、すべての地區社會において、積極的に參加協力せられんことを、切望してやまない。

寫眞週報四月十六日號發售

寫眞週報 (四月十六日發行)

- ☆天皇陛下與亞馬事大會に行幸
- ☆天覽の榮に輝く豪華鐵蹄の繪卷
- ☆アフガニスタンとはどんな國か
- ☆戦火バルカンに引火す
- ☆大政黨發會の改組と力強き進展 (讀物)
- ☆勤勞の意氣高く燃えあがる産業報國運動 (讀物)
- ☆イタリヤ大使わが白衣の勇士を慰勞
- ◇、れ易い少年をよく導きませう

〔その他〕



米の割當配給制はなぜ實施されたか

食糧管理局

今四月から六大都市に米の割當配給制が實施されました。米の割當配給制は、米の配給統制、消費規正は、一昨年は、米の配給統制、消費規正の組織を確立し、公平な割當配給を行ひ割當定量の確保を圖らうとするものです。割當配給の方法には、切符と交換に物を渡すいはゆる切符制と、配達を受けるたびに通帳に配達量を記入するいはゆる通帳制との二つがありますが、今度實施されたのは通帳制で、これに外食券等によつて切符制の方式を加味

したものです。米の配給統制、消費規正は、一昨年秋朝鮮の大旱魃によつて米穀事情が急變し、節米が叫ばれて以來の懸案でありました。今度の六大都市の割當配給制實施はこの懸案の對策に一段階を劃するもので、そこに大きな意義があります。こゝになぜ米の割當配給制が必要であるかといふ理由、實施までの經過、制度の内容、割當配給制についての

心構へ等について述べることにしませう。

我が國の食糧事情が急變した直接の原因として通常あげられてゐるのは、一昨年の朝鮮の一千萬石の減收と、昨年の内地の八百萬石の減收であります。需要の方面、即ち消費の側の方の原因も見のすことは出来ません。

昭和八年に、七千百萬石といふ内地としては未曾有の豊作があつて以來、事變第三年目の昭和十四年までの數年間の我が國の米穀政策は、殆んど過剩米對策に終始し、戦時需要に應ずる主要食糧農産物の増産計畫が實行に着手された

のは、昭和十四年度以後のことです。

これは昭和八年の大豊作の影響が九年、十年の不作をカヴァーし、年々相當の持越米を次の年度へ繰越してきた上に、十一年以来毎年平年以上の收穫を擧げてきたので、消費が増加したにも拘らず、米の需給關係が均衡を維持してきたからです。その均衡に破綻を生ずるやうになつたのは、一昨年の朝鮮の大減收が直接の契機となつたことは勿論ですが、その潜在的な原因としては消費の増加がすでに需給の均衡をなし崩しに破りつゝあつたことを擧げねばなりません。すなはち内地の米の總消費高は昭和十年は七千萬石でしたが、昭和十一年以来八千萬石またはそれに近い數量に上つてゐます。また朝鮮の米消費高は昭和十年には八百十餘

萬石でしたが、これもまた毎年増えいつて、昭和十四年には實に一千七百萬石以上に達しました。

さらに臺灣でも、昭和十年には四百二十萬石でしたが、毎年漸増して十四年には五百十萬石といふ數字を示しました。これらの統計數字については議論の餘地もありませうが、とにかく近年米の消費高が内外地とも著るしく増大したといふことは、否むべからざる事實です。

その理由としては、米食人口の増加、購買力の膨脹、生活程度の向上等いろいろの事情を數へることができませんが、理由は何にあるにせよ、以上のやうな趨勢を放置しておけば、戦時下に避くべからざる肥料、資材、勞力等の生産條件の低下と相俟つて、需給の均衡を

覆へずやうになることは、殆んど必然の歸結であるといはねばなりません。

そこで供給の部面において、増産乃至配給統制を實施し、米の絶對的不足或ひは相對的不足に應ずる對策を講ずると共に、消費の方面でもこれを規正する方策をたてる必要となつてくるのです。その第一歩としてあらはれたのが二昨年から展開されたいはゆる節米運動であります。

節米運動はその發足の當初、精動の一翼として、最も素朴な精神運動の形式でとり上げられました。しかもこの運動は人心を刺戟することを願はずで、いかにも躊躇ひながら前進したかの感がありました。

これによつて七分搗の勵行代用食、混食の勵行、粥食の實行、共同炊事の普

及等が宣傳されましたが、當時は米穀事情の實態と節米の必要性が十分一般國民の間に徹底せず、具體的な成果は餘りあげ得なかつたやうに思はれます。

米の消費節約について政府のつた對策の第一は、まづ酒米の制限でありました。これは法令による措置ではなく、酒造業者の協力をもとめて酒の造石高を制限し十五年度に酒米の數量を百五十萬石減ずることとしたのです。次に七分搗の勵行について昭和十四年十一月、國家總動員法に基づく勅令「米穀搗精等制限令」が公布され、法的強制が行はれました。これによつて約百萬石の米の消費節約を期待したのです。更に代用食、混食の奨励によつて百五十萬石を目標とする消費節約の計畫が進められました。かうして、昭和十

五米穀年度には酒米で百五十萬石、七分搗米で約百萬石、代用食混食によつて約百五十萬石、合計約四百萬石の節約を目標とする計畫をたてて進みました。政府としては以上の方法で消費の節約を圖り、なほ足りない部分を外米の輸入にまづ方針をとつたのです。

ところが昭和十五米穀年度の下半年期には、米穀事情が相當逼迫し、米の需給關係が著るしく不安定な状態となる惧があつたので、消費規正について一歩進んだ方策を講ずる必要が起つてきました。そこで政府は昨年六月、各府縣毎に十月の端境期までに消費する米の數量を協定し、從來の實績から一割を減じた消費量を規正消費高として、その範圍内で各府縣とも需給のバランスをとつてゆくことにしました。

昨年の十一月以後、即ち昭和十六米穀年度になつてからも、各府縣では、この十五年下半年期の消費高によつて現在まで規正消費を實行してゐるので

す。この間配給の部面に對しては、昨年八月「臨時措置法」に基づく「臨時米穀配給統制規則」を公布し、米の集荷配給の經路を定め、配給統制を一步前進させましたが、昨年内地の米作状況は、本年の米の需給關係も前途樂觀を許さないものがあることを想はせたので、九月十七日の閣議で「昭和十六年度米穀對策」を決定し、これによつて米穀管理制度の實施を聲明すると共に、配給統制、消費規正に關する方針を明らかにしました。即ち、米の偏在を矯め公平な配給を行ふために必要な割當配給制を、十分な準備の上に、

また各地方の實情に即して、実施するといふ方針を示したのでした。

米穀事情の逼迫につれ、需給の窮屈な地方では既に昨年の上半期から市町村等自治體が主體となつて、或ひは切符制、或ひは通帳制による米の割當配給を実施してゐたのですが、政府としてこの制度の採用に積極的態度を定めたのはこのときです。

兩來既に約半歳を経た今日、漸く六大都市で米の通帳制を施行する運びとなつたのですが、この間の半歳は準備期間として費されたのであつて、こゝまで漕ぎつけるまでの府縣當局始め關係者の方々のかくれた努力は並々ならぬものがありました。割當配給といふことは一寸考へると何でもないやうに思はれますが、萬端の周到な準備をした

上で始めて實行できることであつて、切符が渡つても現實に物が買へないといふやうなことは、割當配給制は無意義なものになつて終ひます。

公平な割當配給を行ひ、割當定量を確保して、割當配給の實效を擧げるためには、それを可能ならしめるだけの前提條件を十分整備した上で、着手することが必要です。

その條件としてはいろいろのものがあることが出来るでせうが、缺くことのない前提は、配給機構の整備と所要數量の確保です。

米穀配給機構の整備

まづ配給機構整備の問題ですが、前に述べた「臨時米穀配給統制規則」の定めた米の配給経路は、生産者團體又は商

業者によつて集荷された米が直接、又は

政府米として一旦買上げられた後、各府縣の米穀商統制團體を通じて配給されることになつてゐますが、それから先の消費者の手に渡るまでの機構はこの規則では定めてゐません。従つてこれまでは、地方の實情に應じてそれ／＼異つた形が採られてゐたのです。しかし、割當配給制を実施し、配給統制と消費規正の組織を確立するには、從來のやうに、米穀取扱業者が個々に無統制な經營組織であつては、到底配給の不圓滑を是正し、或ひは消費を適當に規正するといふ目的を達することはできません。

特に六大都市のやうな大地域に責任ある公的配給を実施することを、舊態依然たる卸賣商、小賣商の經營、組織消費者の厚生施設に貢獻した意義もたしかに輕視することの出来ないものがありました。

たゞ六大都市のやうな大地域で米の割當配給制を実施するに際して、配給機關が多元的であり、配給経路が複雑であつては圓滑な割當配給を行ふことが困難です。消費組合の側でもこの現實の必要を認識し、これまでの理論に拘泥せず、大局的立場から新配給機構に参加することになつたのです。

かやうに六大都市の消費組合は米の取扱を取止め、配給機關としての機能を停止することになりましたが、しかし、實質的には新配給機構の一分子としてこれを認めて、實績配當をなし、設備人員の活用を圖るほか、その代表者を役員に参加させる等の措置が講ぜ

織に期待することは困難であるといはねばなりません。

そのためにはどうしても企業合同を圖り、共精共配の組織を確立して、地域域を分擔し、責任ある配給を行ふことが必要となつてきます。

一方、米の配給に携はる業者自身としても、最近の米穀事情から配給が段々窮屈となり、價格の公定、配給數量の減少などによつて、從來のやうな個々の無統制な經營方法を續けてゆくことが難しくなつて来たことを感ずるやうになり、合理的な配給組織の結成を業者自身の立場からも希望せざるを得なくなつてきました。

こんな機運が兩方から生じた結果、六大都市では相次いで米穀取扱業者の共精共配による新組織が成立するやう

になつたのです。

例へば東京では卸賣商と小賣商が合體した府下一圓の東京府米穀商業組合が誕生し、四月一日からこの新配給機構による通帳制が實施されてゐます。

大阪その他の五大都市における共精共配の形式は、それ／＼實情に應じて趣を異にしてゐますが、いづれも地域的一元配給の機構を整備し、割當配給の圓滑な運営を期してゐます。

この際一言しておきたいのは、從來米の配給に關係してゐた購買組合、購買會、共濟會等の取扱に關する問題です。

これ等の消費組合が、從來の機構の下に米の配給について消費者の利益のために果して来た役割は大きく、その功績は没すべからざるものがあります。商人の活動を刺戟・牽制して一

られることになりました。

またこれ等の團體が米の配給を通じて果して来た厚生施設としての機能は、出来るだけ實質的にこれを存続せしめることになつてゐます。

なほ官廳の購買會等も、一般消費組合と同様、米の配給を停止し、新機構による一元配給を受けさせることは勿論です。

米穀所要數量の確保

割當配給制實施には、所要數量を確保することが絶対條件であることは改めて申すまでもありません。割當定量が机上の數字であり、切符や通帳が空手形に終ることを防ぐためには、配給の技術的巧拙も十分考慮せねばなりません。が、何よりもまづ米の所要數量が常

に適確に配給のパイプを流れ出るやうに、餘裕のある供給量を集めることが肝要です。

そこで府縣では、勿論萬端の用意を整へ十分の對策を講じてゐますが、農林省としても六大都市に相當量の政府米を集積し、不時の需要に應ずるいはゆる應急米も準備し、萬遺憾無きを期してゐるのです。

今度六大都市に實施された年齢別、職業別による一人一日割當定量は左の通りで、米の需給關係、従来の配給の實績、榮養の見地等を考慮した上決定されたものです。

數へ年	一歳—五歳	一一〇瓦
六歳—一〇歳	二〇〇瓦	
十一歳—一六歳	二〇〇瓦	
普通 通人	三三〇瓦	
普通増量ヲ受クル勞働者	三九〇瓦	
特別増量ヲ受クル勞働者	三五〇瓦	
(男)	三五〇瓦	
(女)	三五〇瓦	

特別増量ヲ受クル勞働者 (男) 五七〇瓦 (女) 四二〇瓦

數へ年六一歳以上 普通 通人 三〇〇瓦

普通増量ヲ受クル勞働者 (男) 三五〇瓦 (女) 三二〇瓦

特別増量ヲ受クル勞働者 (男) 四八〇瓦 (女) 三八〇瓦

この一人割當定量によつて各世帯に配給される家庭用米穀のほか、業務用、工場給食用等の米も相當數量配給されるので、その總配給量は従来の實績に比して少しも減つてゐないのです。

所要數量の確保といふ點には萬端の準備が整つてゐます。

米穀割當配給制に對する心構へ

今度の米穀割當配給制の内容については、府縣當局から屢々詳細な發表があり、特に説明の要はありますまい

が、たゞ業務用、工場給食用等の米の配給について一言しておきたいと思

ひます。業務用米穀は、特別の購入票によつて配給されることになつてをり、將來家庭配給に重點を置く建前からその數量に

規正が加はることはありませうが、差當りは實績程度の配給が行はれます。一般の外食に對しては三食外食者の

場合以外は、従来と異なる格別の制限はありません。工場給食についても、三食給食の場合には重複配給を避ける措置をとりませんが、一食又は二食の給食は當分の間實績の範圍内で認めることとなつてゐます。

業務用、工場用給食用等の米の配給については世帯への配給との關係上、そこになほ節米を實行する餘地がある

わけで、割當配給制實施の段階に即應して適切な節米を勵行することは、都會消費者としての重大な義務であると信じます。

また米の割當定量といつても、これは決して、各人がその數量まで買ふことの出来る權利を獲得した、といふ風に考へるべきではなく、割當定量の

範圍内で多少でも米の消費節約の餘地があるならば、是非工夫を凝らして節約していただきたいのです。農村では肥料、資材、勞力等の不足といふ戦時下の悪條件と闘つて増産に邁進し、職域奉公の熱意に燃えて米の供出に努めてゐるのです。

國際情勢に鑑み外米依存を離脱する必要がいよゝ／＼強くなつてゐるにも拘らず、米穀事情の緊迫は到底それを許

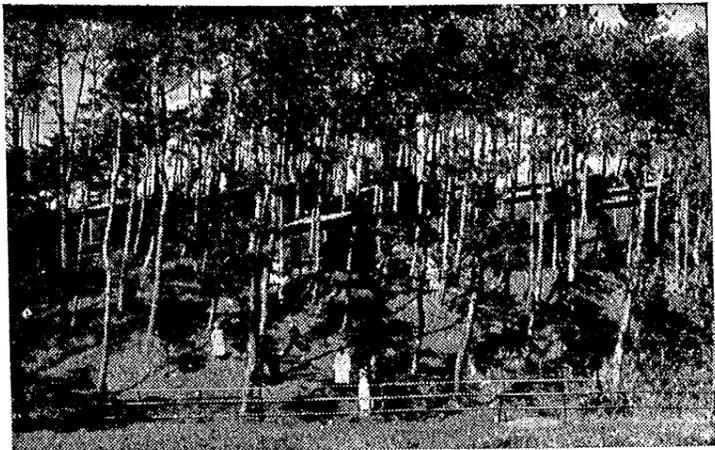
さない實情にあります。

消費者は米を口にするたびに、それが農民の粒々辛苦の結晶であり、國家管理の下に供米された大切な米であることを、或ひはまた貴重な外貨を費して遠く海外から輸入された米であることと思ひ、一層節米に努めていただきたいのです。

また米の配給に携はる業者は、消費者の期待に背かないやう、新配給機構の運営に萬全を期し、職域奉公の精神でその公共的使命の達成に努力していただきたい。

公平な消費は消費者の義務であり、圓滑な配給は業者の任務です。

互に我慢し合ひ、親切を盡し合つて、衆戰目的の完遂のために協力して進まれるやう切望いたします。



銃後醫學としての

傷兵の結核治療

軍事保護院

皇戰第五年、前線と銃後を結ぶ靱帯はますます強化されねばならないと共に、軍人援護の仕事はいよいよ複雑且つ重要な度を加へてきた。申すも長きことながら、皇室にお

かせられては常に大御心を軍人援護のことに注がせ給ひ、傷兵軍人の身をいたく御軫念あらせられて数々の御仁慈を垂れさせ給ひ、御見舞を拜し或ひは御下賜品を賜はるなど、まことに恐懼感激に堪へないところである。

◇戦争と結核◇

由來戦争或ひは事變と、結核の蔓延といふことは相當密接な關係があるやうである。その最も著るしい例は申すまでもなく前世界大戦の場合であつて、當時この戦争に参加

し、これに對して大いに國力を費した諸國では、いづれも國內に著るしい結核の蔓延を來した事實がある。わが國の結核死亡の統計をみて、日露戦争の終末の明治三十八年といふ年は、その前後の數年間でも高率の年となつてゐる。滿洲事變の起つた昭和六年以後をみて、それまで漸減の傾向を辿つてゐた結核死亡率が、逆轉の趨勢を示すやうになつてゐる。

もどく戦病者は、その障害が何等外部に現はれないだけに、よく世人の誤解を招くのは甚だ遺憾である。ある傷兵軍人の話であるが、昨年の春六大學野球リーグ戦を神宮外苑に見に行つたところ、そこへ陸軍病院から、白衣の勇士が大勢觀戦にきたのを見て、前にゐたある男が、「あれは白衣の勇士といつたつて、病氣ださうぢやないか」といつて、少しも感謝の色をみせなかつたといふことである。誠に輕率な言動といふべきで、戦病者と雖も戦傷者と同様に、身を戦場に挺して皇國に報じた名譽の勇士なのである。國家はこれらの勇士に、戦傷者と同様に恩給を支給して保護してゐるのである。

を對象として、醫療保護に、職業輔導に、軍人援護の徹底を期してを導き、一人として國家の保護にもれる者がなきやう、萬全を期してきたのであるが、殊に結核除役軍人については一段の努力を傾注してきたのである。設立滿三週年を迎へるに當つて、目下全力をあげてゐる結核除役軍人の醫療保護と職業保護を中心として軍事保護院の事業の大體を述べ、傷兵軍人や銃後國民各位の御參考に供さうと思ふ。

◇結核療養の施設◇

軍事保護院では、名譽ある傷兵軍人の醫療保護を行ふため、全國に傷兵軍人療養所二十五ヶ所、國立結核療養所二ヶ所、傷兵軍人温泉療養所十ヶ所、傷兵軍人精神療養所一ヶ

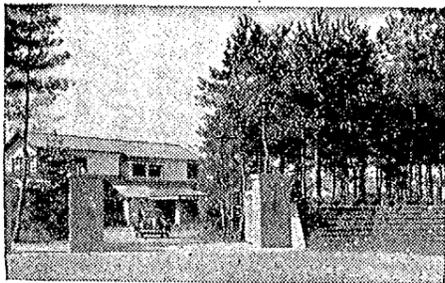
所、傷痍軍人脊椎損傷者療養所一ヶ所をすでに設置し、また委託療養、居託醫養を實施してきたが、近くまた頭部戦傷者療養所を一ヶ所設けることになつてゐる。

このうち結核除役軍人の療養施設としては、前記の傷痍軍人療養所二十五ヶ所と国立結核療養所二ヶ所であつて、その病床數一萬四千を整備して既に事業を全面的に始めてゐるが、さらに本年度には傷痍軍人療養所四ヶ所、国立結核療養所二ヶ所の新設、及び既設傷痍軍人療養所の病床増加が進捗中で、完成の上は、わが國結核療養所の全病床數の過半數を占めることとなり、我が國の結核撲滅陣に一大勢力を興へるものといふべきである。

その規模と運営の適否は、將來の

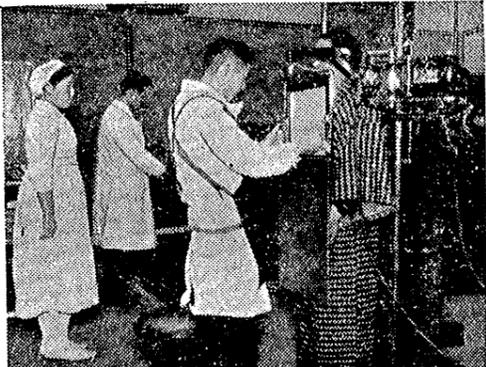
朝有事の際は、これ等の看護婦が、將來療養所ではもとより、更に第一線に、或ひは銃後に、或ひは家庭に活躍することとなれば、まことに心強い限りである。

また各療養所は、全國の各醫科大學から優秀な醫官が、その大學の代



(村城千外市葉千)所療療葉千人軍傷痍

結核國策を左右する重要な役割をもつので、その建設に當つては、軍事保護院でもわが國の結核蔓延の實狀



と、我が國情を十分に考慮した。殊に特筆することは建設に當つて官民一致、朝野をあげて熱烈な關心を寄

表として送られて、治療に當つてゐるので、一面全傷痍軍人療養所は、一大療養所であると同時に、一大研究所として、次の戦事に備へるやう、努力してゐるわけで、結核に對する治療方法、或ひは豫防方法等の研究に新生面が開かれることであらう。これ等戦後國民の協力と職員努力は極めて有意義のことであつて、その寄與するところは大きなものがあると思ふ。

◇療養所の治療方針◇

「軍人さんの結核は治りがよい」とはよくいはれる。その原因はいろいろあらうが、やはり軍隊で鍛へた精神力の賜ものである。傷痍軍人療養所では、發病後間もない輕症者を

せられたことは無論のこと、中でもいたいけな小學生が、めい／＼小石を懐に、或ひは靴にいで、涙ぐましいまでの勤勞奉仕を獻げたこと等、日本の強さを深く感じさせられる。

なほまた、これ等榮譽ある勇士のため、可憐にも、うら若い身をも顧みず、自ら進んでその看護に當るために、附屬看護婦養成所の生徒を志願した人々の數も多く、中には血書までして志願した人があり、その衝に當る者は全く胸を打たれたのであつた。軍事保護院では、この看護婦の養成にも十分考慮を拂ひ、たゞ看護婦の技術を修得させるだけでなく、卒業後は、立派な看護婦であると同時に、家庭の主婦として恥かしくない資格を持つやうに努力してゐる。一

主とし、重症者に至るまで、あらゆる病期の人々を收容し、一貫した治療方針の下に、これ等の人々が全く健康を恢復して實生活に復帰するまで、何年か／＼とも安心して明朗な氣持で療養を続けられるやう、關係各方面の援助を得て、日夜努力をつゞけてゐる。

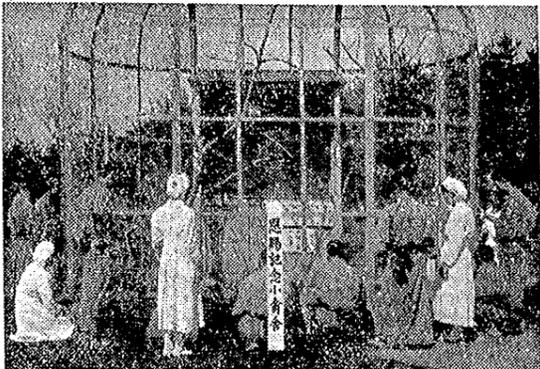
結核療養の根幹は、大氣安靜療法である。さきに軍事保護院では、傷痍軍人療養所の治療の方針とその成果は、我が國の結核事業に及ぼす影響が重大なので、權威者を網羅した「傷痍軍人醫療委員會」を組織し、その答申に基づいて、大氣安靜療法に重點をおき、藥物依存の傾向を排する根本方針で運営してきたのである。その間數千の勇士が、すでに再生

に喜びつゝ、實社會に復歸してゐる。

結核の治療には忍耐が必要である。療養規律を遵守し得る者であつて、はじめて病も克服できれば、また社會に立つて立派に指導的地位につけるのであつて、傷痍軍人療養所は、恰も一大療養道場として、時には一大修養道場として、皆が一心となつて療養に修養に専念してゐるのである。

この療養道場では、聞くも快い美談佳話の数々が生れてゐる。病床に暇の母をもとめる戦友のために、親身も及ばぬ世話をした入所者もあれば、最後の息を引きとるまで入所者のことを叫びながら、うら若き身を尊い看護のために殉じた看護婦もある。外からの修養講話、職業講話また

は慰問者の集ひなどは、傷痍軍人療養所の明るさをいやが上にもます美



はしい情景である。療養生活は、或ひは長いかも知れない。その間精神的

恩賜記念小舎(傷痍軍人千人療養所)

の煩悶や肉體的の苦惱も多からう。しかし、この療養生生活を克服できないやうでは、たとへ健康を恢復しても、立派な社會人として國家に御奉公することは叶はないのである。

◇明るい日本◇

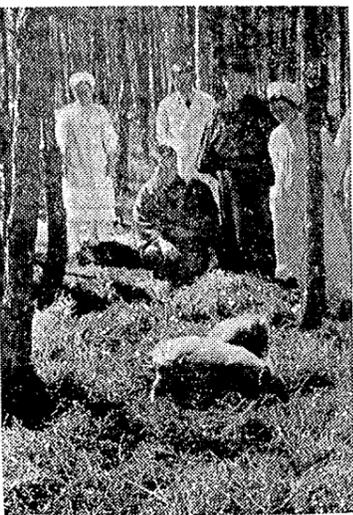
さらに傷痍軍人療養所の治療方針の一つとして特筆すべきことは、それ等のみえない病敵と闘ふ勇士が、全く健康を恢復して實生活に復歸するまで、徹底的に治療することである。これによつてはじめて療養所としての使命が實現されたわけであつて、この目的のため病狀がすつかり固定してから約數ヶ月の間、作業療法を行ひ、徐々に醫學的管理のもとに心身を錬磨し、もうこれで實社

會にでても大丈夫といふ自信と、自覺が得られるまで、療養することになつてゐる。

かうして立派に療養所を退所した人々は、肉體的にも精神的にも既に立派な健康の持ち主なのである。軍事保護院では、さらにこれ等のため、たく療養所を退所した人々に醫療施設を整へ、健康上に理想的な共同作業所、職業補導所等の設立をも考慮して、經濟的にも將來何等不安なく生活できるやうな道を開かうとしてゐる。もし療養所で全治して退所したこれ等の勇士達が、第一線に或ひは銃後に、再び昔の勇氣を振ひ起して立つやうになれば、これこ

を再起奉公の第一の現はれでなくて何であらう。

わが國民の衛生思想はまだ、低い。結核に對する認識も極めて幼稚



であつて、もしこれ等の勇士が再び農村に、或ひは都會にたち歸つて、身を以て結核治療の何たるかを教へ、衛生思想の啓蒙者ともなり、地方民を指導すれば、我が國の衛生思

想の水準は、この邊りから向上して行くであらう。専心療養に努めることが、國家に對し自分を盡す道であることを知り、立派に全治退所して

再起奉公の誠を致す勇士が、一人でも多ければ多いほど、結核は撲滅され、家庭は明るくなり、國家が明るくなるのである。

遊、軍人援護の徹底は、いふべくして誠に困難な事業である。しかし、あくまでやりとげねばならない榮譽ある一大事業である。このことの成否は、直ちに國家の浮沈にも關係するのであるから、官民一致の熱烈な協力と銃後の聲援とを望んでやまない。

アフガニスタン 経済使節團の來朝

わが國との經濟提携の緊密強化を希望して來朝したアフガニスタン訪日經濟使節團の一行は、去る四月三日、邦船の榛丸で神戸へ入港、翌四日に帝都入りし、約一ヶ月間の豫定で東京・大阪・京都・名古屋等各地の經濟狀況を視察し、本邦實業界の代表者達と懇談する筈である。一行の氏名及び略歴は、

團長ゴラム・ガウス・ハン アフガニスタン首府カブール市ハビビア大學を卒業、公使館書記官としてロトマナらびにロンドンのア國公使館に在勤

後、文部省及び商務省次官を歴任、現に經濟省次官兼商業會議所會頭

副團長セル・ディル・ハン かつての衆議院議長、商務省名譽次官、ア國屈指の富豪で現に經濟省名譽次官

モハメッド・ザマン・ハン・クラキー 使節團事務長、新聞記者出身で經濟省情報局長、ア國文化方面の代表者

アマッド・アリ・シャール・ハン 經濟省通商振興局長で關稅専門家

アブドル・ラシッド・ハン 前國王の秘書をつとめ現在は實業に従事し、

カブール商業會議所議員

ハジ・イマムチン・ハン 被服毛皮商でカブール市に近代的な織物大市場を有する豪商

アブドル・アリー・ハン 商業に従事し、カブール商業會議所議員

アブドル・ジャン 現大藏大臣の令息で東京帝國大學經濟學部に在學中

日本とアフガンとの關係

アフガニスタンは、その廣さ日本全土よりもやゝ大きく、人口總數は約一千萬と推定されてゐる。

をして、我が國とアフガニスタンとの間に正式國交が生じたのは、去る昭和五年に修好條約を締結し昭和九年に公使を交換して以來のことであるが、昭和九年の公使交換と同時に、ア國政

アフガンの産業状態

府からの依頼で、わが國から土木・農林・建築・園藝關係の技師を派遣し、技術援助を遂行したことは特に日ア兩國の親善關係を深めるのに役立つた。

日ア兩國現在の經濟關係は片貿易の状態で、我が國からは綿織物・綿製品・人絹織物・鐵製品・日用品雜貨等、一ヶ

年約一千萬圓前後を輸出してゐるが、アフガニスタンからの日本向け輸出は

微々たるものなのである。しかも、最近は特に日本商品のア國市場進出著しく、例へば首府カブールにおける雜貨類の大部分は日本商品で占めてゐるとさへいはれてゐる程である。

かくて今回の同國經濟使節團の來朝を機として、今後さらに一層の日本商品進出が豫想されると共に、同國からの物資輸入促進についても何らかの話し合ひが行はれるものとみられてゐる。

農業 地勢の關係から耕地面積は比較的少いが、各地に散在する盆地や沃野等は灌漑事業の發達に伴つて、次第に多くの農産物を産出しつゝある。

收穫は年二回で、第一作には小麦・大麦・扁豆類、第二作には米・粟・玉蜀黍等とされてゐる。

果實の産出も豊富で、瓜類・葡萄・苺・杏・榴梿・林檎・梨等があり、これらは住民の主要食物に數へられてゐるが、乾果物としても大量に輸出する。

牧畜業 同國主要産業の一つで、山羊・牛・馬・騾・驢馬等があるが、これは住民の主な財産とされてゐる。そして、羊毛とアストラカン皮(ちりれ毛)は、主要輸出品に數へられてゐる。

鑛業 鑛物埋藏量は頗る豊富と推定されてゐるが、殆んど開發に着手されず、現在まで多少の開發或ひは試掘の行はれてきたものに、銅・鉛・鐵・石炭・石油・銀・ルビー・珊瑚等がある。

工業 北部國境寄りのオクサス河及びヘラート南部のカングハル地方では絹を産出し、カブール地方では羊毛製生地類、また、ヘラート地方では駱駝毛製羅紗ならびに絨織を産出してゐる。

貿易 現在までのア國貿易は、インドを主として、ソ聯・イラン等の隣接國がそれにつき、つゞいて英米獨伊日諸國との間に行はれ、貿易總額一億圓内外となつてゐる。インドからは綿織物・藍染料・砂糖・金物・皮革製品・銀器・藥品等を輸入し、インドへは木材・果物・羊毛・皮革・絨織等を輸出してゐる。また、ソ聯には羊毛を大量に輸出し、木綿類・絹織物・精油・砂糖等を輸入してゐる。

20



大政翼賛會の改組

昨秋十月、國內の政治、經濟、文化など各部面の新體制樹立を目指して、創設された大政翼賛會は、爾來約五ヶ月、創業の苦難の中に活動を続けてきたが、今回更にその健全な機能發揮のために、政府において、翼賛會改組を斷行せしめることになつた。

わが國は肇國以來、君臣の分定まり、天皇の大御業を萬民齊しく翼賛し奉ることを以て、國體の精華としてきたのであるが、現在の稀有の國難の時期において、萬民翼賛の實をいよ／＼發揚し、國家の總力をあげて、時艱の打開に當るべきは、いふまでもない。大政翼賛會の發足は、實にかゝる要請に基づくものであり、何人と雖も、大政翼賛運

動の阻止或ひは後退を企てることを許されないのである。今回の改組も大政翼賛會の機構の改組であり、大政翼賛運動の運動方向の變更では斷じてない。

もとより、この運動は憲法の條章に悖逆し、わが國固有の國體觀念に立脚して、展開されねばならぬことは、いふまでもない。外國流の霸道的思想や、不純な時局便乘思想などの跳梁を許さないことは勿論である。

大政翼賛會の性格、機構、人事、經費等については、去る第七十六議會で種々論議の對象にされた。二月二十二日の衆議院豫算總會において、委員長増田義一氏が、重要な四、五の點について、政府の意向を確かめたのに對し、

平沼内務大臣は、當時病氣缺席中の近衛内閣總理大臣に代り、全責任を以て、答辯に當り、左の諸點を明確にしたのである。すなはち

一、大政翼賛會は治安警察法第三條に該當する公事結社であつて、同法第一條に該當する政事結社ではない。

(註一) 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持スル爲メ出テ必要トスルモノアルトキハ命令ヲ以テ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

(註二) 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ姓名、社則、事務所及

其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

二、従つて大政翼賛會は治安警察法第一條の政事結社に該當するが如き政治活動をなすべきものにあらず、若し政事結社に該當するが如き政治活動をなしたる場合においては、政府は嚴重にこれに對して取締をなす意向である。

政府において速かにその改組をなさしむべき所存である。

四、政府は大政翼賛會の人事についても、これを刷新するについて十分の考慮を拂ふ積りである。

五、改組の結果、翼賛會の昭和十六年度豫算八百萬圓のうち、不用に歸するものがあれば、不用額として、これを使用せしめない方針である。従つて不用額の分については、補助金を交付せず、又は一部返納を命ずる必要を認める場合には、その處置を講ずる心算である。

六、大政翼賛會はその性質に鑑み、地方費を以てこれを支辨すべき筋合のものではない。國庫の助成によるべきを相當と考へてゐる。尤も例外としては、時に地方團體において大政翼賛會の支部をして、地方團體の固有事務の遂行に協力せしむるといふが如き場合には、これに要する費用に限つて地方費を以て補助するも差支へない。なほ寄附金については、眞の淨財であれば、これを受入れても差支へない。従つて政府としては、翼賛會が寄附を受けんとする場合には、政府の承認を必要とするといふことに定める意向である。

× × × × ×

政府は以上の公約に基づき、また今までの経験に鑑み内閣四長官の手もとで、大政翼賛會の改組案を調整中であつたが、四月一日の定例閣議において、その大綱を決定、一方人事の刷新については、有馬事務局長以下全員の辭表提出によつて、新たに柳川司法大臣が副總裁に、石渡壯太郎氏が事務局長に就任して、こゝに再出發することになつたのである。

かくて翌二日午後、政府は改組の基本方針、改組案の主要點及び改組案の要領等を公表し、翼賛會本来の趣旨性格及び運動方向は創設當初と毫も變改なき旨を闡明したのである。

今や大政翼賛會の運動は創業第一期の時代を終り、ますますその趣旨の徹底、健全なる機能の發揮とを必要としてゐる。しかして政府との間に、いよゝ表裏一體の關係を緊密にし、中央においても、地方においても、軍官民一心一體となり、萬民翼賛の實踐力を強化し、以て皇運を扶翼し奉らねばならない。翼賛會改組の方針は次の通りである。

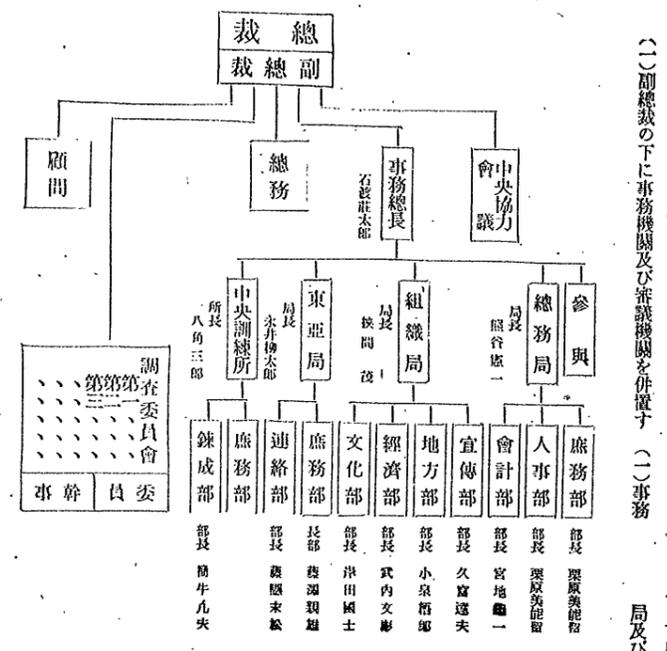
一、改組の基本方針 大政翼賛運動の趣旨徹底と大政翼賛會の健全なる機能發揮とを各易ならしむると共に政府との關係を一層緊密ならしむるを以て根本目標とし今後益々その實踐力の強化を図るものとす。固より大政翼賛會本来の趣旨性格及び運動方向には變改なきものとす

二、改組案の主要點 (一)中央本部の機構として部局制及び委員會制の二様式を併用し、兩者を適當に活用し以て機能の發揮を圖らんとす

(二)事務部局の合理化 簡明化を圖り且つ重點主義に則り能率の増進を期せんとす(即ち萬民翼賛の實を擧ぐべき國民組織の確立及びその圓滑なる運用を圖る部面に重點を置くものとす)

(三)機構の各部門が各その本来の機能を十分に發揮すると共に各部門が有機的一體として相互に緊密なる連絡を取りつゝ活動實踐し得るやうその運営につき工夫するものとす

改組大政翼賛會の機構



(一)副總裁の下に事務機關及び審議機關を併置す (二)事務

機關として

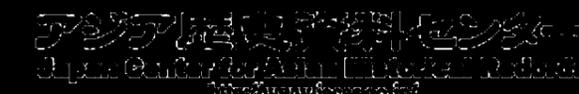
一、首席に事務局長を一人置きその下に總務局 組織局 東亞局及び中央訓練所を置く、局所には局長、所長を置く

(一)總務局は庶務、人事、會計等官房的性質事項を擔當す (二)組織局は地方組織、文化組織及び經濟組織等國民組織の確立及び運用並びに宣傳一般に關する事項を擔當す

(三)東亞局は東亞問題關係事項(特に興亞諸團體の連絡に關すること)を擔當す (四)中央訓練所は構成員の錬成に關する事項を擔當す

二、事務局長の直屬として參與を置く (一)審議機關としては調査委員會を置き重要案件の調査審議に當らしむ、各調査委員會に委員及び幹事を置く、各調査委員會の實際の運営に當りては當時事務局長と緊密なる連絡を取り事務機關は各調査委員會の幹事的役割を爲すものとす

(二)中央協力會は存置す



國家社會の現實は、一瞬と雖も停止するところなく、時刻々に動いてゆく。特に、現在のやうな純戦時下の激動期においては、急變する現實に即應對處して、國策の完全なる遂行と、施策の緩急よろしきを得なければならぬ。わが國は、肇國の當初より、萬世一系の天皇を上にいたるべき、下忠誠なる臣民が天壤無窮の皇運を扶翼し奉つて、君臣一體、二千六百年の尊嚴なる歴史の傳統を保持し續けてきたのである。

顧みれば、文永、弘安の昔、當時世界最大の強國として、攻むれば必ずその國、その民族を膝下に屈服せしめずにはおかなかつた元の威望と武力を以てしても、遂にわが國を挫くことができなかつた。これは一に、有難き御蔭威によるのであるが、また當時のわが國の組織が、現在の言葉でいへば、津々浦々まで國防國家の體制下に整備せられ、剛健不屈傳統の大和魂が、時宗以下全土の臣民の胸中に、溢れてゐたからである。

現在、わが國の國歩は當時に幾倍する艱難の中にある。數年以前の一般の常識から考へるならば、政事結社といへ

ば政友會、民政黨等の政黨であり、公事結社といへば、衛生組合であり、産業組合であり、農事實行組合等々であつた。火事は消防夫の仕事であり、穴掘りは、人夫の仕事であり、野茶作りは農民の仕事であつた。しかし現在では、防火も防空壕の穴掘りも、食糧の増産も、全國民の仕事になつた。都會地の貧乏でも、物好きでもない奥様達が、野茶を作つたり、消防夫でもない一般市民が防火に活動したりするのは、以前の常識からいへば、たしかに、奇異なことであるに違ひない。大政翼賛會の性格を規定して、政府の補助機關であり高度の政治性をもつ公事結社であるといふことも、昔の常識からいふならば、奇異なことといひ得るであらう。

しかし時局は、政治がたゞ單に政治上の資格をもつ男子だけに限られることなく、女子にも、未成年者にも、神官、神職、僧侶、學校教員等、治安警察法第五條の政事結社へ加入を禁ぜられてゐる人々にも、國策への關心とその遂行に對する協力を、痛切に要求してゐる。全國民が國策に關する正しい認識をもち、その完遂に協力して、その各々の職域において奉公の誠を盡し、全國民の誇りである臣道

を實踐して 上御一人の大御業を翼賛し奉ることこそ、大

政翼賛の根本目標にほかならない。かゝる國體觀念と翼賛精神に透徹したものとこそ、大政翼賛運動の中核の構成分子となるべきである。

而して、大政翼賛運動はしばしば述べてきた通り、萬民翼賛の國民組織を確立せんとする運動であつて、その根本精神は萬民が各自の職域において臣道を實踐するにある。本運動並びに大政翼賛會については、いろいろと論ずる者もあつたが、根本精神については、全國民に一人の異論もなかるべきことを固く信ずるものである。

大政翼賛會は誕生以來、僅かに半歳、ローマは一日にして成らずといふが、時局は、その急速なる而して公正健實なる成長を要請してをり、今や更始一新更に力強く發足することになつた。政府は、大政翼賛の運動の實効的な展開なくしては、今日の時難克服の難事業は到底これを遂げることが出来ないと思ひ、不退轉の決意を以て、この運動の育成發展に力を致す所存であるが、その成長を速かならしめるも、また遅々たらしめるも、邪道に導くも、正道を歩ましむるも、國民の責任に負ふところも大きいのである。

今や、現下内外の情勢は、去る四月八日地方長官會議の

勢頭、近衛内閣總理大臣がその訓示の中で言はれたやうに、まさに一大難局に際會してゐる。而して今日の時局において、國內體制を今までのまゝにしておいて、政治機構を運營してゆくことを以てしては、國防國家體制の確立などは思ひもよらぬことであつて、今日庶政百般に互り根本的刷新を行ふ必要がますます深まりつゝあることが痛感されるのである。

この新らしき體制に移るための心構へ、即ち新體制の基本精神は、あくまでも日本精神でなければならぬのであつて、たとへ外國の經濟統制の方式を採用するに當つても、これ等制度の背景をなすその國々の思想を、無批判にとり入れるやうな結果に陥ることは、嚴に戒めねばならぬことは勿論だが、今日最大の急務は、革新であるとか、現狀維持であるとかの論議を一日も早く切り上げて、如何なる體制が今日の日本の當面する難局を打開するに最も適當な體制であるかといふことを、私心を離れ、行掛りを捨て、眞剣に考へ、そしてこれを速かに實現することであると思ふ。

大政翼賛運動規約

一六・四・一 發表

第一條 本運動は全國民の運動にして之を大政翼賛運動と稱す
第二條 本運動は萬民翼賛 一億一心 職分奉公の國民組織を確立し其の運用を調停ならしめ以て臣道實踐體制の實現を期するを以て目的とす

第三條 本運動を推進する機關として大政翼賛會を置く

第四條 本會の構成員は本運動の精神を體得し挺身これが實踐に當る者の中より總裁之を指名す

第五條 本會に左の役員を置く

總裁 一名

副總裁 一名

顧問 若干名

總務 若干名

總裁は内閣總理大臣の職に在る者これに當る、副總裁 顧問及總務は總裁之を指名す、總務の任期は一年とす但し再指名を妨げず

第六條 總裁は本會を統率し本運動を總理す

第七條 副總裁は總裁を輔佐し總裁事故あるときはその職務を代理す

第八條 顧問は總裁の諮問に應ず

第九條 總務は本會の運営に參事す

第十條 本會の中央本部を東京に置く

第十一條 中央本部に事務局および調査委員會を置く

第十二條 事務局に事務總長一名を置く、中央本部における事務を統理す

第十三條 事務局に參與若干名を置く、參與は局務に參事す

第十四條 事務局の事務を分掌せしむるため局所を置く、局所には各局長又は所長を置く

第十五條 事務總長、參與、局長及所長は總裁之を指名す、參與の任期は一年とす、但し再指名を妨げず

第十六條 調査委員會は中央本部における本運動に關する重要事項を調査審議す、調査委員會に委員及幹事を置く、委員及幹事は總裁之を指名す

第十七條 本規約に定むるものの外局所の構成、所掌事項、職員その他事務局に關し必要なる事項並びに調査委員會の構成、所掌事項その他調査委員會に關し必要なる事項は別に之を定む

第十八條 中央本部に中央協力會議を附置す、中央協力會議に議長を置く、議長は總裁之を指名す、その任期は一年とす、但し再指名を妨げず、中央協力會議員は總裁之を指名す

第十九條 總裁、副總裁、事務總長及中央協力會議議長に秘書を置く

第二十條 道府縣、郡、市區町村その他適當なる地域に本會の

支部を置き各協力會議を附置す

協力會議に議長を置く、支部の構成は別にこれを定む、支部の役員は總裁之を指名す

第二十一條 中央協力會議員及地方協力會議員の任期は一年とす、但し再指名を妨げず

第二十二條 本會の經費は會費、政府補助金その他を以て之に充つ

第二十三條 本運動に關する規程の制定及變更は總て總裁之を決す

事務局及調査委員會職制

第一條 事務總長は總裁及び副總裁の監督の下において中央本部における事務を統理し局所の事務を監督す

第二條 事務局に左の三局及一所を置く

事務局、組織局、東亞局、中央訓練所

第三條 事務局においては左の事務を掌る

一、人事及會計に關する事項

二、調査委員會その他本會各機關の連絡等本會の庶務に關する事項

第四條 組織局においては左の事務を掌る

一、大政翼賛運動の趣旨の普及徹底及上意下達一般に關する事項

二、國民の地域的組織の整備強化に關する事項

三、中央協力會議及地方協力會議に關する事項

四、文化機構の整備強化に關する事項

五、經濟機構の整備強化に關する事項

六、その他國民の職域的組織の確立及その運用の円滑化に關する事項

第五條 東亞局においては左の事務を掌る

一、東亞關係國策の遂行に關する協力事項

二、東亞諸國體の連絡に關する事項

第六條 中央訓練所においては本會構成員の錬成その他各種の訓練に關する事務を掌る

第七條 局所に局長を置く、局長は總裁、副總裁及事務總長の命を承け所掌事項を掌理す

第八條 事務局に參與を置く、參與は事務總長の要請に應じ重要局務に參事す、參與は總裁之を指名す

第九條 事務局に左の三部を置く

庶務部、人事部、會計部

第十條 庶務部は文書、調査委員會その他本會各機關の連絡等本會の庶務に關する事務を掌る

第十一條 人事部は人事に關する事務を掌る

第十二條 會計部は會計に關する事務を掌る

第十三條 組織局に左の四部を置く

宣傳部 地方部 經濟部 文化部

第十四條 宣傳部は政黨發運動の趣旨の普及徹底及上意下達一般に關する事務を掌る

第十五條 地方部は國民の地域的組織の整備強化並びに中央協力會議及地方協力會議に關する事務を掌る

第十六條 經濟部は經濟機構の整備強化並びに地域的組織の確立及その運用の円滑化に關する事務を掌る

第十七條 文化部は文化機構の整備強化並びに地域的組織の確立及その運用の円滑化に關する事務を掌る

第十八條 東軍局に左の二部を置く

庶務部 連絡部

第十九條 庶務部は東亞關係國策の遂行に關する協力事務及庶務に關する事務を掌る

第二十條 連絡部は東亞諸國體の連絡に關する事務を掌る

第二十一條 中央訓練所に左の二部を置く

庶務部 鍊成部

第二十二條 庶務部は庶務に關する事務を掌る

第二十三條 鍊成部は本會構成員の鍊成その他國民の各種訓練に關する事務を掌る

第二十四條 部に部長、副部長及部員を置く、部長は事務總長

及局所長の命を受け部務を統括す、副部長は部長を依り部務を整理す、部員は部長の命を受け部務を分掌す、部長、副部長及部員は總裁之を命ず

第二十五條 局所又は部に書記を置く、書記は上長の命を受け事務に従事す、書記は事務總長之を命ず

第二十六條 局所または部に囑託を置くことを得、囑託は特定の事務に従事す、囑託は事務總長之を委嘱す

第二十七條 部に班を置くことを得

第二十八條 班の各所掌事項その他班に關し必要なる事項は總裁の定むる所に依る

第二十九條 調査委員會は總裁及副總裁の監督の下において其の要請に依り大政黨發運動の企畫その他重要實務の實現の目的達成上必要なる事項を調査審議す

第三十條 總裁は必要に應じ各種の調査委員會を設け、これに委員及幹事を分屬せしめ調査審議をなさしむ、各調査委員會の名稱、所掌事項、所屬委員及幹事の數その他調査委員會に關し必要なる事項は總裁の定むる所に依る

第三十一條 調査委員會は何時にても事務總長に對し調査資料の提供その他事務局の協力を求むることを得、事務總長は必要に應じ副總裁を經出し調査委員會に階級の調査を求むることを得

戦火バルカンに擴大

バルカンは再び戦亂の禍中に入った。昨年半ば、フランスの敗戦以來、歐洲大陸の作戦は一時中絶の恰好になつてゐたが、去る三月二十五日ユーゴ國の三國條約加盟問題に對する英國の策謀功を奏し、ユーゴ國が突如として反旗を翻すに至つた。そこで恰もギリシヤ作戦準備中であつたドイツ軍は四月六日、急にユーゴ、ギリシヤに向つて攻撃を開始するに至つた。

これよりさき、去る三月二十五日、パウル攝政治下の前ユーゴ政府が日獨伊三國條約に加入調印したにも拘はらず、翌々二十七日には反獨親英的な軍部のクーデターが行はれ、同國攝政會議及び内閣總辭職につゞきベタール國王親政の布告となつた。

そして、クーデターによつて出現したシモヴィッチ將軍の新政府は、若年のベタール國王を擁して相當に慎重な態度をとり、「三國條約加入の效力發生は認めないが廢棄は

せぬ」と稱し、また國內の親獨的傾向を代表するクロアト農民黨のマチェック黨首を副首相に引留めたことなど、何れも對内對外の形勢緩和に躍起となつてつとめたことは明らかであるが、肝腎の根本態度が既に反獨的であるため、これらの彌縫策はなんら效を奏しなかつた。

超えて四月に入り一日、ベタール國王は總動員の布告を發し、ユーゴ二百二十萬の壯者に國境守備を命ずるに至り、かゝるユーゴの動向に對し、樞軸國中とくにバルカ

ンの現状に最も重大緊切なる利害關係を有するドイツとして、到底黙過することが出来なくなつたのである。

獨伊、斷乎たる決意を表明

かくして、六日午前七時(日本時間午後二時)、ヒトラー獨總統は、東南歐戰線派遣のドイツ軍及び一般國民に對する布告を發し、英國の擾亂工作を防止しドイツに對する脅威を防止するため、ユーゴーならばにギリシヤへの進撃はやむなきに至つたと聲明、英軍の最後の兵を殲滅するまで戦闘をつゞけるであらうと斷乎たる決意を左の如く表明した。

「東南方からドイツを脅威せんとする英軍の上陸に對し、ドイツは繰返し警告を發して来たが、不幸ならぬ效果がなかつた。さらに余はバルカンの和平確立のため忍耐に忍耐を重ね、ユーゴー政治家の協力を求めて遂に三國條約加入をみるに至つたが、ユーゴー自身英國の使喚の下にこれを破棄し、ポーランドの場合と同じく狂亂的動員を行つた。

東南派遣軍將兵よ、今や時機が到来した。爾等はドイツの利益擁護のため武器を執れ。ギリシヤにおける戦闘は、ギリシヤに

對する戦闘ではなくノールウェーの場合と同様、共同の敵に對するものである。我々はダンケルクの殲滅戦と同じく、英軍の最後の兵を殲滅するまで我が盟邦と共に戦闘を續けるであらう。しかして、ギリシヤが英國を支援するならば、ギリシヤはこれと共に崩壞の憂目を見るであらう。」

なほドイツ政府は六日早朝ギリシヤ、ユーゴー兩國政府に對しそれ／＼通牒及び聲明を通過したが、ギリシヤへの通牒は、まづギリシヤが英參謀本部と結託し反獨戰線結成に躍進した證據を擧げてギリシヤの中立逸脱を論難し、ヒトラー總統の明確な警告を無視してギリシヤが英國兵二十萬の上陸を許した以上、ドイツとしては斷乎これを撃滅するあるのみと、最後の決意を表明したものである。

ユーゴー政府に對する聲明も長文のものでヒトラー總統が政權掌握以來、ユーゴーとの接近提携に努力を傾倒してゐた事實を強調した後、ユーゴーが今次戰爭勃發以來英佛側と協力し、秘かに反獨陰謀に加擔してゐた證據を列舉し、さらにドイツがバルカン安定確保の見地から三國條約加入を懇願、その加入に際しては調印の節に公表された

ユーゴーの獨立及び同國內軍隊不通過保障の他に、歐洲新秩序成立の曉ユーゴーはユーゲ海に出口を獲得し、サラエボカ市街及び港灣にその領土的主權を行使する保障を與へた事實を初めて公表し、クーデターに端を發するユーゴー新政府の背信行爲を激しく非難した後、ユーゴーがドイツの敵國と共同動作に出る最後の決意を固めた以上、ドイツとしては東南ヨーロッパの平和を恢復するため斷乎として兵を進めると結んだものであつた。

またイタリア外務省においても、六日、次の要旨の聲明書を發表して、ことごとくに至るまでのイタリアの對ユーゴー平和政策を明らかにし、斷乎たる決意を闡明したのである。

「一九三七年三月二十五日、イタリアは、アドリア海の平和のためにユーゴースラヴニアと友好條約を締結し、終始同條約を忠實に遵守してきた。そしてイタリアは、ユーゴーを權軸の敵の行動に結びつけんとつとめて来た敵性勢力の諸行動につき證據を揃つてゐるにも拘はらず、ユーゴーとの善隣關係を捨てず、却つて、アドリア海の平和が脅かされユーゴーが英國の

ために戦争に引込まれるのを極力防止してきたのである。

ソ・ユ不侵略條約の締結

なほこれより先、ドイツ軍の對ユ・希進撃開始の前日たる四月五日、ソ聯とユーゴーとの間に、被攻撃國に友好關係の維持を規定する次のやうな不侵略條約の成立が發表さ

れ、列國から極めて注視されたのであつた。

ソ聯最高會議及びユーゴスラヴィア國王は現在兩國の間に存する友好的精神に鑑み、平和の維持は兩國の共同の利益なりと確信し、ユーゴ・ソ聯兩國間に友好不侵略條約を締結することとに決定、ソ聯最高會議はモロトフ人民委員會議々長兼外務人民委員を、ユーゴスラヴィア國王はガブリロヴィッチ特命全權大使をそれぞれ正式代表に任命し、左の條約を締結せしめた。

第一條 締約國は相互にソ聯並びにユーゴスラヴィアの主權の獨立及び領土の保全を尊重し、他の締約國に對する一切の侵略をなさざることを約す。

第二條 締約國の一方が第三國より侵略を受けたる場合においては、他の締約國は被侵略國と友好的關係を維持すべき政策を堅持することを約す。

第三條 本條約の有効期間を五ヶ年とし、右五ヶ年の期間満了一ヶ年前に締約國の一方が本條約廢棄の意志を表明せざる場合は、本條約は最初の五ヶ年の期間満了後更に五ヶ年自動的に延長する。

第四條 本條約は調印の日より效力を發生するものとす。本條約の批准は兩國政府において可及的速かに行はれるものとす。

し、批准交換はベルグラードに於て行はれるべきものとす。

ソ・ユ條約の成立に對し、ドイツ當局は六日、シュペルベルグ駐ソ大使を通じて同條約に關する申入れを行つた旨を確認したが慎重な態度を保持し、一方、ドイツ國內新聞には七日の夕刊紙上で初めて發表されたが、これによりドイツ國民一般に對しては獨ソ關係の將來につき餘り好ましくない印象を與へたと傳へられたのであつた。

それに反し、ソ聯を出來得る限り民主主義陣營に引寄せ、そのことを望む米國には歓迎され、希望の解釋を加へた種々な觀測が行はれ、ハル米國務長官も七日の記者團會見で多言を避けつゝも、あたかもソ聯を反獨陣營の一員と見做すやうな言明を行つたのである。

然しながら、ソ聯とユーゴとは人種的にも、また第一次大戦當時ロシアがユーゴの後押しをしたといふ歴史的關係もあり、ソ聯はバルカンに對して多大の關心を有するため、この關心の表明とユーゴ國內のスラヴ民族に對する威信保持の見地から、ソ・ユ條約の成立となつたとみる向きが多く、ソ聯とユーゴとは國境を接せず且つ締結され

た條約が不侵略條約で同盟條約でない點からして、實質的には單なる聲援の域を出でぬものとみられ、大局的戰況に

もまた獨ソ關係にもさしあたり何ら支障を來たすものではないと解されてゐるのである。

軍事的に觀たバルカン戰

前大戰における獨軍の作戰

バルカン戰を書くに當つて、前大戰の戰史を翻つて見ると興味津津たるものがある。

前歐洲戰争の發源地であつたオーストリア・ハンガリー及びセルビア兩國の作戰を見るに、セルビア軍は總兵力十五ヶ師團を三軍に分け、最初主力を首都ベルグラードの南方アララズロック附近の地區に集結し、一部をドナウ、ドナウの支流ザウ、ザウの支流ドリナの三國境河川の線に配備してオーストリア・ハンガリー軍の進入に備へた。オーストリア・ハンガリー軍は開戦直後の一九一四年八月十二日、第一回ドナウ河の渡河作戰を敢行して一時ベルグラードを占領したが、北方露軍の進撃急を告げ退却のやむ

なきに至り、九月第二回の渡河作戰を企てたが失敗に歸し、更に十一月第三回の渡河作戰を敢行し、一時セルビアの中央部にまで進出したが、セルビア軍の抵抗激烈を極めて遂に退却せざるを得なかつた。かくてセルビア軍は小國とはいへ勇猛の名を世界に轟かしたのであつた。

これを見かねたドイツ軍は、對露作戰一應終了するや、戰爭第二年の九月猛將マッケンゼンに十五ヶ師團を指揮させて對セルビア作戰を開始した。東方よりするブルガリア軍九師團協力の下に、十月六日より有名なドナウ河の渡河作戰を敢行し、約六萬の犠牲を拂つたが遂に渡河に成功した。爾後、獨、奧、勃の同盟軍はセルビア軍を追撃南下して殆んど全國土を屠つてしまつた。

この情況を見た協商國(英佛側)は、兵力を以てセルビア

を急援するに決し、先づその念に應ずるため十月初旬、ガリ
ポリ半島にあつた佛軍二師團、英軍一師團をサロニカ上
陸させた。しかし、その上陸に時間がかつたため、セル
ビア救援に間に合はぬばかりか、サロニカ方面にある英佛
軍自らも危急を告げるに至つた。英軍は更に二ヶ師團を増
援として送つた。しかし、これも亦時既に遅く、且つ逐次増
加させ英佛軍の作戦指導は、決河の勢ひで前進する中歐同

盟軍に對しては何等の効果もなく、遂にセルビア軍は獨逸勃
軍不斷の打撃に堪へ得ず十一月下旬、アルバニア及び黒山國
に遁入しセルビア國政府もまた十一月二十八日スクタリ
（今のアルバニア國內に移り、國土の大部は棄けて敵軍の領
有するところとなり、僅かに國土の南端に片影を止める
僻れな有様となつた。かくして獨逸軍はドナウ渡河作戦開
始以來約八週間で完全に目的を達成し、十一月二十八日そ
の對セルビア主作戦終了を公報するに至つた。その後同盟軍
は、單にセルビア軍敗残部隊の掃蕩及び英佛サロニカ上陸
軍の壓迫に努めたために、英佛等の聯合軍は二十一師團の
兵力を擁しながら、ギリシヤ領内に退却して、戦争終末に至

るまで無爲に過して終つた。
セルビアはかく敗戦の慘禍絶大であつたが、戦後講和會
議で隣邦領土の割譲をうけ、却つて膨脹した。戦争に負
けて膨脹した國だけあつて、今回の考へ方もどうやらその
戦法ではないかと思はれる。

ユーゴ、ギリシヤ側の防備

ユーゴスラヴィアは、バルカンでは國も大きく人口も
多く軍隊はバルカンでは最も剽悍で強い。ユーゴの人口
は一千五百萬、平時の軍隊は十六、七ヶ師團、戦時兵力は百
二十萬、人口の一割を動員してゐるといはれる。しかし、
國內は幾多の民族に分裂してゐるため實際の力は六、七
十萬とみて差支へない。それに機械化部隊、空軍等近代
装備は極めて貧弱であり、面積は日本の本州ぐらゐであ
る。

たゞ國內は山嶽地帯が多く、西ヨーロッパのやうに交通
網が発達してゐないため、これに據つたならば獨逸軍得意の
電撃戦も十分に撃破し得て、長期持久戦で勝つことが出来

と思つてゐたやうである。

一方昨年以來、イタリヤ軍の攻撃に對し全力をあげて



防戦しつゝあつたギリシヤ軍は、これまた英軍の應援を頼み
として、ますます對獨戦備を強化してゐた。即ち着々進め
られつゝあつたブルガリア進駐獨逸軍に對し約四、
五ヶ師團の兵力を以てトラキヤ方面國境線の防備
を固めてゐた。

獨逸軍の動き

四月六日早晩、空軍の爆撃を以て作戦行動を開
始したドイツ軍の行動の詳細は不明であるが、諸
情報を綜合するに大體次のやうである。

バルカン進駐ドイツ軍の總司令官ウィルヘル
ム・リスト元帥は、今次のポーランド作戦、フラ
ンクス作戦に軍司令官として赫々たる戦功をた
てた歴戦の名將であつて、ユーゴ、ギリシヤ作
戦に率ゐる兵力は約二十五ヶ師團と思はれ
る。而してドイツ軍の對ユーゴ、ギリシヤ作戦
は、大體四方向から進められ、その重點をユー
ゴ、ギリシヤ兩國の國境方向に指向し、速かに

兩國の連繫を分断する作戦であつた。

1 西北クロアチア方面

オストマルク州(舊オーストリア)方面から國境を突破したドイツ軍は、一舉にクロアチアの首都ザグレブ市を占領。クロアチア地方を領有した。十日クロアチアはユーゴスラヴィアより分離獨立を宣言し、こゝに全くユーゴは崩壊した。

2 東部ベルグラード方面

ハンガリー、ルーマニア方面から國境を突破したドイツ軍は、十日ユーゴの首都ベルグラードを占領し、ドナウ河の流域及びユーゴ中北部の沃野をその手に收めた。ベルグラードは前大戦にも敵軍に占領された歴史を有し、國境近くに首都を置くことは國防上の一弱點をなしてゐる。またニッシュ方面に進撃した獨軍は中部セルビアにおいて敵師團を撃滅してゐる。

3 東南希、ユ國境方面

對ギリシャ作戦準備中のドイツ軍の主力部隊とみられる部隊は、ユーゴ方面に對しては、ヴァルダル谿谷に進

出してユーゴ軍主力の側背を突き、一方ギリシャ作戦として目標をサラニカにとり、スツルマ谿谷に沿つてギリ

シャ國境を突破南進し、トラキアのギリシャ軍を分断し一舉に英上陸軍に決戦を強ひんと企圖してゐる。近代兵器の威力を遺憾なく發揮して前進する獨軍に對しては、ユーゴ、ギリシャ兩軍共に敵すべくもなく八日には南部ユーゴの要衝スコプリエ、九日にはギリシャの中心點サラニカは陥落し、戰鬪開始以來僅か四、五日で戰勢は決定せられた。

4 トラキア(トルコ西境方面)

ギリシャの國境陣地を突破して一舉にエーゲ海進出サラニカ進出部隊と相俟つてギリシャ軍を完全に袋の鼠とした。

ドイツ軍に策應してアルバニアより攻撃を開始したイタリア軍は、六日早朝まづ空軍を以て南部ユーゴの重要施設の爆撃を行ひ、次いで地上部隊も國境を突破進撃した。別にハンガリー軍も十日ユーゴに進撃を開始した。

英軍の動き

イーデン英外相、ディル參謀總長自からアテネに出馬して、ユーゴに策謀した甲斐あつて、ユーゴを戦亂の禍中に追ひ込むことが出来たのは一應成功といへば成功である。しかし、それだけに英國の責任は重大となつた。

こゝにおいてか英軍はリビア作戦に戦果を収めた沙漠戦の名將ウェーゼル近東軍總司令官麾下のナイル軍(本國陸軍ラント、印度、エジプト)約十五萬をギリシャに派遣、さらにト、シリア等の混成部隊)の軍隊を増援してゐる。しかし精銳なるドイツ軍の前には到底物の數ではないことは明らかである。

戦況の今後

既に各方面で觀測されてゐるやうに、獨軍はまづ優勢な飛行隊を以てユーゴ、ギリシャ國內の重要施設を爆撃して機能を失はせ、優秀な機械化部隊、砲兵火力を以て國境線を突破、破竹の勢ひで進撃中で十日頃にはユーゴ、ギ

リシャ兩軍ともに崩壊し續々投降してゐる。ギリシャに上陸した英軍はギリシャ軍と協力してサラニカ、アテネ湖の地區において抵抗を企圖してゐる模様で、近くこれに對する獨軍の攻撃が開始されることとならう。

むすび

今次のバルカン戦局がかくなることは、時間の長短はあにせよ、一般に豫想されてつたところである。しかるに何故に反獨を敢へたのであらう。これは三國同盟に調印した前首相、外相等を除いて、ユーゴ國の軍部、政治、經濟界方面における英米依存の思想が強固で、それに歐洲戰爭勃發以來英米の宣傳のみを信じてをつたがために、樞軸側の力を過小視してゐたこともその大きな原因であると思はれるが、こゝにも英國の謀略工作の巧さがうかがはれる。しかし、結果は却つて英國の手に乗つたものはすべて自己の犠牲において倒れる、といふ、最近の原則がいよいよ確立されることになり、本作戦は英國をしていよいよ落日の運命を早からしめるのではなからうか。

文部省推薦圖書だより

一 一般向

◇村塾建設の記(松田甚次郎著) 盛岡高農卒業後、山形の一寒村に二介の農民として土と取組んだ生活をしてゐる松田甚次郎氏の最上其備村塾再建の健闘と塾生活を描いた珍い記録。現下農村の一般青年及びその指導者の好伴。 (四六列 三〇二頁 定価一圓五〇銭) 發行東京市京橋區西ノ三寶善之日本社 振替東京二六六〇

◇殉職記録(赤十字旗(大澤健著) 本書は、今次事變に上海方面に從軍し、コレラ病棟に勤務中、感染して殉職した竹内喜代子なる赤十字の一看護婦の生涯を描いたもので、淡々たる筆の中に相當の感銘を與へ、また竹内看護婦によつて現はされた赤十字の精神と活動とをよく傳へるものとして、特に

大東亞共榮國及び太平洋要圖

四月三十日發售の週報に添附。大きさは週報十六頁大。オフセット三度刷。列國の海軍基地、航空基地、潜水艦基地、その他各國の定期航空路など、波高き南方認識の好資料と思ひます。 (定価本誌と同等) 週報四月三十日號附録

女性、地方の女子青年等にお薦めしたい。 (四六列 二五七頁 定価一圓) 發行東京市神田區二ツ橋教育會館内興隆社 振替東京一六九一三番

◇特異兒童(戸川行男著) 本書は、著者が實際に八幡學園において特異兒童と起居し、その生活や性情を心理學的な眼で精細に觀察した事柄及び八幡學園の教育方針などを紹介したもので、特異兒童に對する教育的理解を與へるばかりでなく、人生に何等かの示唆を含む妙味ある讀物として、教育者は勿論、一般の人達にも是非一讀を薦めたい。 (四六列 二五二頁 定価二圓) 發行東京市神田區神田區三ノ目興隆社 振替東京二八〇九番

◇物質の神祕(インフェルト著 石橋榮譯) 著者は、付てアインシュタインと共に「物理學は如何にして創られたか」を著した人木書では、先づ物理學における考へ方を述べ、輻射、物質、原子核、物質と輻射等に就いて説明、最後にプロローグ、シュレディンガー、ハイゼンベルグ、ディラック等の新説を簡単に記述してゐる。全巻多くの解説圖や比喩を用ゐる極めて懇切丁寧な説明されてをり、近代物理學の重要困難な問題をよく碎いてその輪廓を把握できる様に書かれてをるが、然し何といつても或る程度の科學的教養を前提としてゐる點で學生及び知識人向のものとして推薦する。 (四六列 二八二頁 定価一圓八〇銭) 發行東京市神田區三ノ目二ノ四興隆社 振替東京一五六五番

週報

昭和十六年四月十六日發行
編輯部
印刷部
發行部
東京市神田區大手町

定 價
一 部
五 錢

所 込 申
内 閣 印刷局發行課
電話九ノ内三五一九
振替東京一九〇〇番

意 注 御
各 書 店・驛 賣 店
全國各地官報販賣所

國民學校歌

東京音樂學校校作曲
朝日新聞社刊
橋本國彦



アピロコはドコロ

週

報

昭和十二年四月十六日
昭和十六年四月十六日
（毎週一回水曜日發行）



内閣印刷局印刷發行

四月二十一日
大藏省・日本勸業銀行

(判[A5]格規定國はさき大の書本)